



高齢者福祉の手引き（概要版）

総合的な高齢者福祉サービスのために

各務原市要援護高齢者台帳 登録制度

市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、支援が必要な高齢者のための『各務原市要援護高齢者台帳 登録制度』を設けています。

この台帳は、市・地域包括支援センター、民生委員児童委員及び地域の見守り活動を行うボランティアなど、高齢者を支援するための情報として活用されます。

- 対象者 ①市内に居住する原則 65 歳以上の高齢者で、虚弱なひとり暮らしの方や高齢者世帯の方などで、何らかの援護の必要な方を登録している台帳です。
- ②介護保険の要介護認定者は、40 歳以上の方でも登録できます。
- 登録 お近くにお住まいの民生委員を通じて登録をお願いします。お身体の状態把握等を行うため、民生委員よりご意見を伺っています。

高齢者等生活支援事業

1 食の自立支援

安否確認が必要な方で、かつ買物・調理が困難な方に手渡して夕食を提供します。提供の際には、「食の自立」の観点より十分なアセスメント（調査）を行います。

■対象者 次のいずれかに該当する方

- ① 65 歳以上のひとり暮らし高齢者
- ② 虚弱な高齢者および、重度障がい者（65 歳未満で要支援または要介護認定を受けている方）の世帯など

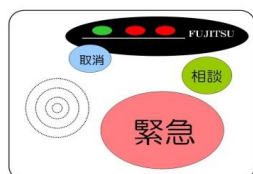
■費用 利用者が市民税非課税世帯に属する場合 300 円負担
 利用者が市民税課税世帯に属する場合 350 円負担
 （減塩等特別食は、差額分本人負担となります）

2 緊急通報システムの設置（緊急通報端末装置等の貸与）

ひとり暮らしの方などの緊急時に備え、ボタンを押せばすぐに消防署へ連絡が入る緊急通報システム機器をご自宅に設置（貸与）します。システムの設置には、固定電話が必要です。

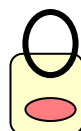
注）固定電話（回線の種類）より設置できないタイプの機種があります

●緊急通報端末装置



●無線式押しボタン

（ペンダント）



■対象者 次のいずれかに該当する方で、疾病・障がい・老衰等があり、急病等緊急時対応が必要な方

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ② 虚弱な高齢者および、重度障がい者（65歳未満で要支援または要介護認定を受けている方）の世帯など

■費用（設置料） 生計中心者の前年市民税額に応じた負担となります。

	利用者負担額（税別）
生活保護・生計中心者の前年市民税額が非課税～60,000円未満	0円
生計中心者の前年市民税額 60,000円～90,000円未満	約31,500円
// 90,000円以上	約63,000円

3 高齢者住宅改善助成

在宅で寝たきり又は認知症高齢者などを介護する方の住宅をバリアフリー化するための資金を助成します。

■助成限度額 300,000円（該当住宅につき、原則1回限り）

■助成率 世帯の生計中心者の市民税課税年額（前年分）の状況により助成率が異なります。
※世帯の生計中心者の前年の市民税額が93,001円以上の場合は、対象外となります。

4 高齢者いきいき生活サポート事業

虚弱な高齢者にとってままならない作業をワンコイン（有償）でお引き受けし、暮らしのお手伝いをします。シルバー人材センター会員がご要望の作業内容を確認の上、現地に出向き作業します。

■費用 100円 可燃物ゴミ出し、電球・蛍光灯の交換など、概ね10分未満の作業
500円 資源ゴミ分別出し、家具・家電機器の移動・簡単な買い物、お話し相手など、概ね10分以上1時間以内の作業

高齢者等家族介護支援事業

1 紙おむつ等購入助成券支給

在宅で寝たきり等の高齢者を介護している家族に、紙おむつ等の購入助成券を支給しています。

- 対象者 原則、要介護3以上の認定を受け、常時紙おむつ又は紙パンツを使用している方を在宅で介護している家族の方
- 助成額 月額3,000円分の助成券を交付
- 対象用品 紙おむつ、紙パンツ、尿とりパッド、清拭用品、防水シート、防水シーツ

◎各サービスを利用するためには要件があります。ご不明な点は担当地区の民生委員または下記へお尋ねください。

各務原市 高齢福祉課	
高齢福祉係	☎058-383-1779（直通）
地域包括ケア推進室	☎058-383-7258（直通）
地域支援係	☎058-383-2124（直通）

